



地域とともにある学校

校長 平松 新太郎

先日は、学校公開及び道徳授業地区公開講座に多数、お越しいただきありがとうございます。道徳授業地区公開講座では、本校の渡邊副校長が東京都の方針を示しながら道徳科の授業について講演会を行いました。本校の教職員も交えて、それぞれの視点から道徳科の授業について貴重な意見交換ができました。ご参加いただいた保護者・地域の皆様、ありがとうございました。今後も、保護者・地域の皆様とともに八小の教育活動をより充実したものにしていければと思います。

また、道徳授業地区公開講座の後に学校運営協議会を行いました。

学校運営協議会は、学校と保護者・地域住民が学校運営に参画し、学校の基本方針などを協議・承認する、法に基づく合議制の機関です。地方教育行政法第47条の5・6に位置付けられています。

学校運営協議会の基本的な役割には次のようなものがあります。

- ① 学校の基本的な経営方針を協議し、承認する。
- ② 学校運営や教育活動について、校長に意見を述べる。
- ③ 教職員の任用に関して教育委員会に意見を述べることができる。

構成メンバーは保護者、地域住民、地域団体、事業者の代表などです。

期待される効果として次のようなものがあります。

- ① 学校・家庭・地域が一体となった「地域とともにある学校」を実現する。
- ② 地域のニーズや課題を学校運営に反映しやすくなる。

今回は、管理職が二人同時に代わったこともあり、学校経営方針についての説明および、承認を中心に実施しました。

八小の学校教育目標（目指す児童像）は次の3つです。

- ◎ 自ら考え行動する子
- 学びをつなぎ助け合う子
- たくましく命を輝かせる子



今年度は、その中でも、「自ら考え行動する子」に重点を置いています。また、それを受けて、八小の校内研究は、テーマを「感じたことや考えたことを進んで表現する児童の育成～相手や目的を意識した書く活動を通して～」としています。

「地域とともにある学校」を考えた場合、目先のことでなく、学校の根っこの課題は何か、それをもとに子供たちをどう育てようとしているのかが重要となります。八小の校内研究の視点で言うと、学校・保護者・地域が協力し、「自ら考え行動する児童」「進んで表現する児童」をどのように育てるか、そのために、学校・保護者・地域がそれぞれの立場で何ができるかを話し合う最初の方が学校運営協議会であると言えます。

学校教育を進める上で、何を大切にしていきたいのか、その「大切にしていきたいこと」が学校運営協議会の根底と考え、今後も「地域とともにある学校」を充実させていきます。